

2018 年 7 月第 3 週のトピックス 日米原子力協定の自動延長をめぐる

「新外交イニシアティブ」（事務局長：猿田佐世 <http://www.nd-initiative.org/>）という団体がある。

沖縄の米軍基地問題で、翁長沖縄県知事や稲嶺前名護市長とともに渡米し、アメリカ政府や議会関係者との接点をつくるべく活動していたことが報道されていたので、記憶にある方もいると思う。

従来、アメリカ政府や議会関係者の声は、外務省や一部マスコミを通じてしか報道されないが、はたしてそれが本当の声なのだろうか？ 偏ったものになっているのではないかとといった立場から、直接、アメリカ政府や議会関係者に会って、日本に伝えられない声を広めることで状況を変えようと努めている団体である。

同団体は、7月16日に自動延長された日米原子力協定をめぐる問題でも、2年ほど前から活動していた。今回の自動延長の前には、原子力資料情報室、原発ゼロ法案に関わる国会議員数名らとともに渡米し、帰国後に報告会を開催し、アメリカ側の“生の声”を紹介したりしている。

◆参考記事 情報・知識オピニオン imidas 2018/07/15 より

「原子力協定満期を契機に、動くか？ 再処理・核燃料サイクル問題」（猿田佐世）

https://imidas.jp/gaikou/?article_id=l-76-012-18-07-g590

今回の日米原子力協定は、1988（昭和 63）年に締結され（文末に掲載）、期間 30 年のものであった。そのなかで、日本は、アメリカから「原子力の平和的利用のため」として、原発からの使用済み核燃料を再処理することを、非核保有国では唯一認められていた。その協定が、2018 年 7 月 16 日に満期を迎え、自動延長されたのである。

日本は、使用済み核燃料を全量再処理する方針をとっているため、現在国内と再処理を依頼している英・仏に合わせて約 47 トンのプルトニウムを保有しており、これは原発約 6000 発分に相当する量であるという。プルトニウムは、いわゆる“核燃料サイクル”のなかで、夢の燃料として語られてきた。しかし、日本では、すでに、プルトニウムを利用して発電をめざした高速増殖実証炉もんじゅ（福井県）の廃炉が昨年決まった。国内で再処理してプルトニウムの抽出をめざす六カ所再処理工場（青森県）も、24 回竣工を延期し完成の見込みが立っていない。プルトニウムの利用も、再処理・取り出しも行き詰まっている。

こうしたなか、アメリカ国内では、プルトニウムを多く保有する日本に対して、懸念と削減を求める声が高まっていたようだ。上記、猿田佐世氏の記事によれば、そうした声は、すでにオバマ政権の頃からあがっており、トランプ政権も同じ立場をとっているという。背景には、安全保障上の問題がある。非核保有国で唯一日本に再処理を認めていると、例えば、サウジアラビア・韓国など他の国々から「なぜ、うちはダメなのか？」と、日本と同じ再処理を認めるように求められ、核不拡散の原則が崩れる恐れがあるためだという。さらに、米朝首脳会談で確認された非核化交渉などにも影響する可能性があるとされている。

7月3日に閣議決定された「エネルギー基本計画」では、日本政府は、初めて「プルトニウム保有量の削減に取り組む」とした。しかし、具体的な数値目標を示してはいない。同時に、核燃料サイクル、原発再稼働の推進を維持しているため、これからも使用済み核燃料やそれを再処理してのプルトニウムが増える可能性がある。電力会社や電気事業連合会は、現存の原子炉での MOX 燃料（プルトニウムとウランを混ぜた燃料）の使用によって消費しようとしているが、現在 MOX 燃料を使用しているのは3基（仮処分中の伊方3号機は除く）のみで、プルトニウム削減の目途はたっていない。

今回自動延長された日米原子力協定は、これからは、一方の当事国、例えばアメリカからの通知があれば、6ヶ月後に効力がなくなるそうだ。ところが、現状の日本の再処理・核燃料サイクルは、この協定が続くことを前提としての事業となっている。

世界の趨勢は、原発事業からの撤退であり、核燃料サイクルを依然として維持しようとしているのは、日本とフランスぐらいだと言われている。国内では、原発の再稼働に反対する声は国民の半数を超えている。さらに、日本の核燃料サイクルは実態として破綻に瀕している。

一体、日本政府も電力会社も、こうした現状をどうするつもりなのだろうか？

最後に、新外交イニシアティブと一緒に渡米した**原子力資料情報室**も、日米原子力協定の自動延長にあたり「核燃料サイクルは放棄すべきだ」という声明を、7月17日に発表している。MOX 燃料の問題点も含めてのものになっているので、参考になる。下記にリンク先を貼っておくので、読んでほしい。 ◆参考資料 www.cnrc.jp/8074

◆参考資料

「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（1988年改定、原子力規制委員会のHP掲載）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S63-2825_1.pdf

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S63-2825_2.pdf

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S63-2825_3.pdf

（文責 片山純子）2018年7月22日作成